

働き方改革関連法施行への対応 (自主行動計画・下請ガイドライン改定／公共事業発注等)

平成31年3月15日
中小企業庁

1. 働き方改革関連法施行への対応(自主行動計画・下請ガイドラインの改正)

1. 改正内容

- 平成30年12月に下請中小企業振興法「振興基準」について、働き方改革への対応等を内容とする改正を実施。
- 中小企業庁から振興基準の改正内容を踏まえ、自主行動計画・下請ガイドラインを改定するよう各省庁・業界団体へ要請。

2. 改正時期

(1) 自主行動計画(12業種32団体策定)

- 業界団体の機関決定を経て、3～7月までに改正予定。
- ※ 3月末までに改正される団体は、今年に入り新規に策定した日本半導体製造装置協会、日本ドゥ・イット・ユアセルフ協会の2団体を含め、3業種4団体。

(2) 下請ガイドライン(18業種策定)

- 国が業界団体や有識者検討会での議論等を経て、3～6月までに改正予定。
- ※ 3月中に改正される業種は、9業種。

3. 周知・広報、フォローアップ

- 改正された自主行動計画・下請ガイドラインの更なる浸透を目的に、新たに国と業界団体等が連携してセミナー等を開催し、特に発注者である親事業者に対する周知・広報を強化していく。
- 今後も、働き方改革関連法の順次施行に合わせ、自主行動計画フォローアップ調査等による課題把握から対応策の実施を徹底していく(取引適正化PDCAサイクルの実施)。

振興基準「働き方改革」 関連の改正内容

- 親事業者に対して、
- ① 自らの取引に起因して、下請事業者が労働基準関連法令に違反することのないよう配慮すること
 - ② やむを得ず、短納期又は追加の発注、急な仕様変更などを行う場合には下請事業者が支払うこととなる増大コストを負担することなどを求める規定を新設。

2. 働き方改革関連法施行への対応(公共事業発注等)

- 建設業（土木・建築サービス業含む）、印刷業、情報サービス業、ビルメンテナンス業については、公共調達等の年度末集中への対応が原因で、長時間労働に繋がっており、**発注の平準化が大きな課題**。
- 特に、公共事業の発注については、市町村レベルでの発注担当者の人材不足などの実情もあり、改善に向けては、**都道府県に加え、市町村への直接的な働きかけが必要**。また、**建設業だけでなく、設計、測量などの関連サービス業にも影響が生じている**。
- 今後、**現場レベルでの取組の定着**のため、中小企業庁、国土交通省、総務省が連携して、地方公共団体等への改善要請などの取組を進め、毎年度、実態把握と対策の実行を進めていく（**PDCAサイクルの実施**）。

【今後の対応策】

1. 地方公共団体担当者向けの説明会の開催（3月～順次開催）

- 3月20日に中小企業庁主催「都道府県調達推進協議会」を開催し、市町村も含めた発注の平準化・適切な納期設定等の要請や先進事例の紹介、会計制度等の説明を実施。
- 全国50箇所で開催する「官公需確保対策地方推進協議会」や、業所管省庁・制度所管省庁主催の施策説明会等を活用し、契約・調達実務者（特に市町村の担当者）での取組の浸透を図る。

2. 地方公共団体幹部向けの関係省庁合同会議の開催（本年夏頃開催）

- 中小企業庁・国土交通省・総務省が連携して、都道府県の幹部を集めて、今国会提出予定の建設業法及び入契法※改正法案等の説明や、発注の平準化に向けた取組の実施、さらには市町村への働きかけ等について、関係省庁から直接要請。

※公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律

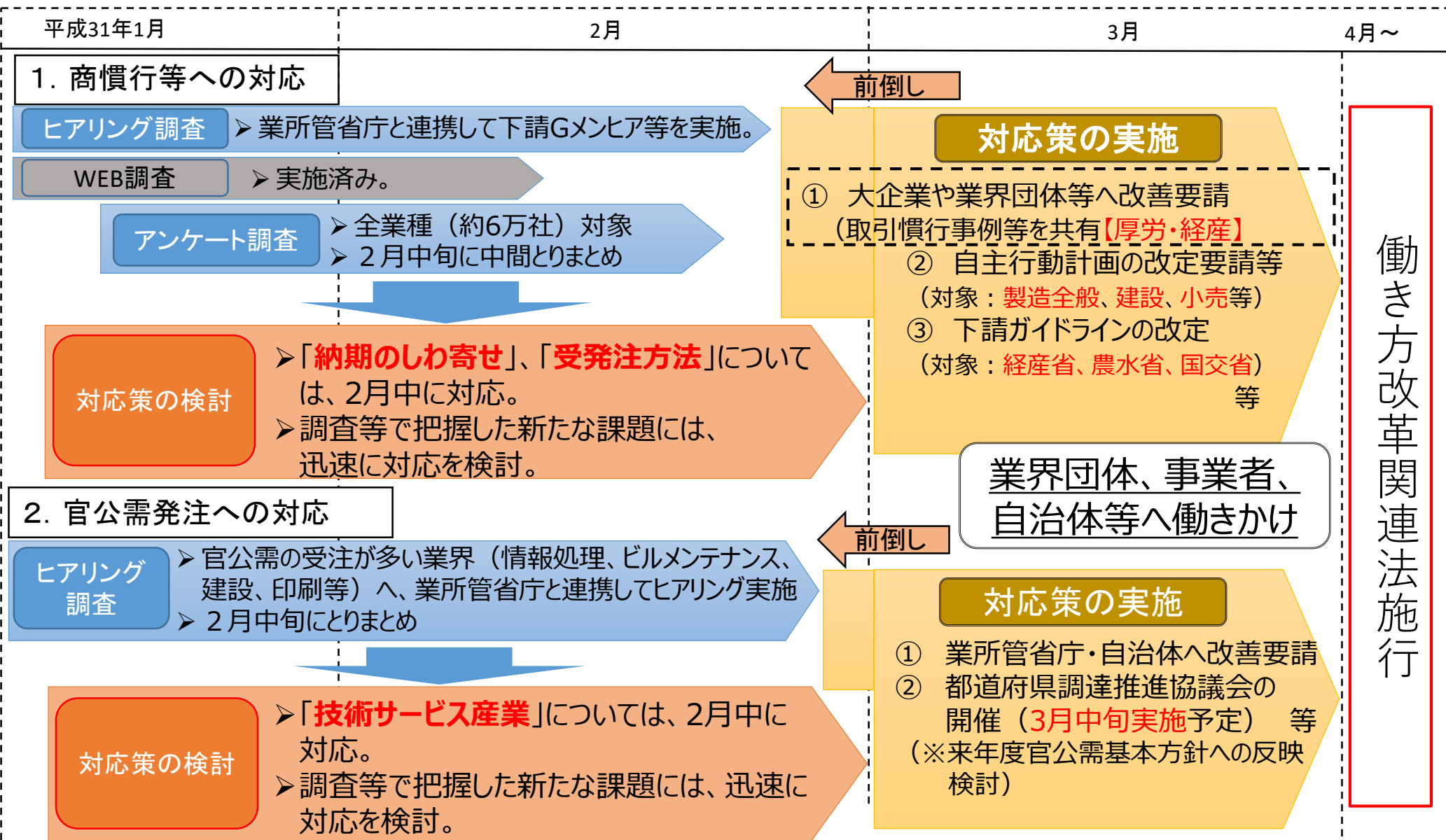
3. 次年度の官公需基本方針の検討・フォローアップ調査の実施

- 公共事業発注等の課題について次年度の官公需基本方針への反映を検討するほか、官公需基本方針を踏まえた地方公共団体等へのフォローアップ調査による実態の把握及び対応策の検討を行う。

(参考)働き方改革関連法施行に向けた今後の対応について

※ 平成31年2月1日「第6回中小企業・小規模事業者の長時間労働是正・生産性向上と人材確保に関するワーキンググループ」資料 再掲

- 本調査で把握した課題に対しては、速やかに対応策を検討し、前倒しで対策を実施。



※平成31年4月1日以降においても上記の取組を実施し、**PDCAサイクル**を着実に回していく。